

1 部落差別解消法について

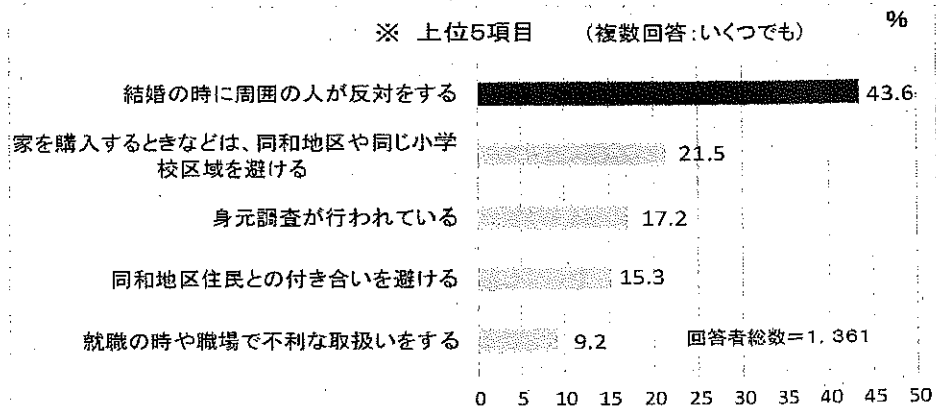
平成28年度 事業所集団指導及び 障害保健福祉行政等に関する説明会議

「部落差別の解消の推進に関する法律」

障害福祉課

1. 平成25年度人権に関する県民意識調査

Q: 同和問題に関して、現在、どのような問題があると思いますか。



2. 法律成立までの経過

平成27(2015)年

- 6月 県の政府提案
「人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速に行うため、実効性のある法制度を早期に整備すること。」
- 9月 県議会での意見書採択
「『企業・団体等による部落差別撤廃のための法律』の早期制定を求める意見書」

平成28(2016)年

- 3月 「部落問題に関する小委員会」(自民党政務調査会内)で議論開始
- 5月 県の政府提案
「人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速に行うため、実効性のある法制度を早期に整備すること。」
- 5月 第190回通常国会に自民党、公明党及び民進党が共同で法案提出
- 12月 第192回臨時国会で可決・成立(12月9日)、公布・施行(12月16日)

2

3. 法律の概要

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、教育・啓発を行い、相談体制の充実等を図ることにより、差別の解消を推進し、差別のない社会を実現することを目的とした法律

(平成28年12月9日成立、同月16日施行)

- ・目的(第1条)
- ・基本理念(第2条)
- ・国及び地方公共団体の責務(第3条)
- ・相談体制の充実(第4条)
- ・教育及び啓発(第5条)
- ・部落差別の実態に係る調査(第6条)

【法律のポイント】

現在もおお部落差別が存在するとの認識が示され、「部落差別は許されないものである」と明記し、この意識を国民全体で共有

3

4. 法律の構成

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

4

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

5

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

6

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

7

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする

8

5. 差別のない社会の実現に向けて

◆和歌山県人権尊重の社会づくり条例

(平成14年4月1日施行)

◆和歌山県人権施策基本方針

(平成16年8月策定)

(平成22年2月第一次改定)

(平成27年2月第二次改定)

<同和問題解決の基本的方向>

同和問題解決のための施策については、同和問題を人権問題という本質から捉え、今日までの成果と現状を踏まえつつ、さまざまな課題に対し、人権尊重の視点に立った取組を実施していきます。

9

主な相談窓口(県)

分野	名称	お問い合わせ先	相談時間等(電話)	備考
人権全般 同和問題	人権ホットライン 【(公財)和歌山県人権啓発センター内】	☎ 073-421-7830 FAX 073-435-5421	月曜日～金曜日 9:00～18:00 祝日・年末年始を除く	人権問題 ・同和問題 ・その他
	和歌山県企画部人権局	☎ 073-441-2553 FAX 073-433-4540	月曜日～金曜日 9:00～17:45 祝日・年末年始を除く	
	造路振興局地域振興部 総務課長課	☎ 073-441-3344 FAX 073-423-9259		
	研究振興局地域振興部 総務課長課	☎ 0736-61-0006 FAX 0736-61-0007		
	伊都孫振興局地域振興部 総務課長課	☎ 0736-33-4900 FAX 0736-33-4916		
	有田振興局地域振興部 総務課長課	☎ 0737-64-1257 FAX 0737-64-1256		
	日高振興局地域振興部 総務課長課	☎ 0738-24-2936 FAX 0738-24-2906		
	西牟婁振興局地域振興部 総務課長課	☎ 0739-26-7909 FAX 0739-26-7962		
東牟婁振興局地域振興部 総務課長課	☎ 0735-21-9550 FAX 0735-21-9536			

○和歌山県では、人権に関する様々な相談窓口を開設しています。
 なお、相談窓口の詳細は、和歌山県情報館「相談窓口/Q&A」や(公財)和歌山県人権啓発センターのHPで確認
 することができます。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。